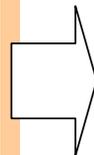
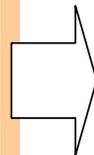
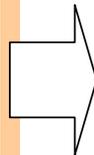
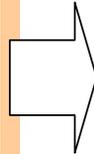


不当な取引行為の体系

県民の消費生活の安定及び向上に関する条例 第13条第1項

不当な取引行為の種類	
(第1号) 契約勧誘に際しての不当な取引行為	消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
(第2号) 契約内容に関しての不当な取引行為	取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
(第3号) 債務履行に際しての不当な取引行為	消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
(第4号) 契約解除に際しての不当な取引行為	消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為



県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則 第2条～第5条

内容	
第2条	1 販売目的の隠匿
	2 重要事項の不告知
	3 事業者名等の不明示
	4 重要事項の不実告知、断定的判断の提供
	5 優良・有利の誤信を招く表現
	6 法令等による義務であると誤信させる方法
	7 官公署等の職員と誤信させる方法
	8 アポイントセールスによる強引勧誘
	9 キャッチセールスによる強引勧誘
	10 心理的不安に乗じる勧誘
	11 長時間、早朝・深夜等の迷惑勧誘
	12 不退去
	13 勧誘場所から退去させない
	14 知識・経験・判断力の不足に乗じる勧誘
	15 催眠商法等による勧誘
	16 心理的負担に乗じる勧誘
	17 資金調達への強要
	18 虚偽表示の示唆
	19 不当な電子メール等の送信
	20 不招請勧誘
	21 その他不当な方法による勧誘
	22 不当な取引行為を用いた契約を条件とした与信契約
第3条	1 不当な過量販売・長期契約
	2 返済不能に陥ることが明らかな者との与信又は販売契約
	3 名義借用契約
	4 契約書等への虚偽記載
	5 解約等の不当な制限の定め
	6 不当な違約金の定め
	7 不当な免責特約
	8 不当な管轄裁判所の定め
	9 その他消費者の利益を不当に害する条項
第4条	1 不当な言動等による心理的圧迫を与えての債務履行の強要
	2 契約成立の一方的主張
	3 不当な金銭調達による債務履行の強要
	4 消費者の対抗の不当な妨害
	5 支払義務のないものへの強要行為
	6 債務不履行
	7 その他不当な手段による債務履行の強要、拒否・遅延
第5条	1 クーリング・オフ妨害
	2 継続的供給契約の中途解約の不当な拒否
	3 原状回復義務等の拒否・遅延
	4 その他の解約等の不当な拒否・遅延